平成２５年（フ）第１５９号
神奈川県足柄上郡大井町金子1023番地１　ヴィラ寿101号室、前住所神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1762番地
債務者　井上　利昭
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７９号
神奈川県平塚市山下695番地の３　サニーレジデンス102号、前住所福島県田村市大越町上大越字薬師堂159番地
債務者　秋元　正登
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８０号
神奈川県平塚市山下695番地の３　サニーレジデンス102号、前住所福島県田村市大越町上大越字薬師堂159番地
債務者　秋元　春江
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２１７号
名古屋市天白区原２丁目3415番地　ジョイフル原南902号室、住民票上の住所名古屋市天白区井口１丁目1302番地　天凰ビル502号
債務者　堤　　一代
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０３号
香川県高松市木太町1685番地３　神内第二マンション302号室
債務者　髙橋亮之介
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第４７号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1185番地68―Ｃ棟703号
債務者　渡邉　京子
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
長崎県諫早市八天町18―15　グリーンハイツＣ102号、住民票上の住所長崎県平戸市田平町大久保免1250番地３
債務者　瀬尾美智子
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
長崎県諫早市高来町折山33―５、住民票上の住所長崎県諫早市高来町小船津90番地イ
債務者　吉谷　浩一
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
長崎県大村市片町26番地１
債務者　森　　稔
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
青森県平川市柏木町東田126番地４
債務者　一戸　　勝
１　決定年月日時　平成25年４月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第３２号
青森県平川市柏木町東田126番地４
債務者　一戸　優奈
１　決定年月日時　平成25年４月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４５号
青森県弘前市大字早稲田４丁目７番地４　レオパレスＷＡＳＥＤＡ101号
債務者　佐藤　俊一
１　決定年月日時　平成25年４月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第５６号
茨城県筑西市二木成980番地　県営１棟４階２号
債務者　高橋まゆみ
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第６１号
茨城県古河市南間中橋19番地200
債務者　國井　清光
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第６４号
茨城県結城郡八千代町大字久下田135番地
債務者　松永由美子
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第６６号
茨城県古河市関戸1105番地
債務者　髙村　　茂
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３２号
千葉県君津市西原587番地１　Ｆ
債務者　鈴木　幸保
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで　千葉地方裁判所木更津支部